

議案第 5 2 号

三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町企業立地促進条例（平成25年6月三宅町条例第44号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例

三宅町企業立地促進条例（平成25年6月三宅町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「ただし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第1条第6号に規定する農林漁業関連業種にあつては、5千万円以上とする。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三宅町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

改 正 後	現 行
(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件) 第4条 (略) (1) (略) (2) 投下固定資産の総額が1億円以上であること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 3 (略)	(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件) 第4条 (略) (1) (略) (2) 投下固定資産の総額が1億円以上であること。ただし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第1条第6号に規定する農林漁業関連業種にあっては、5千万円以上とする。 (3)～(5) (略) 2 (略) 3 (略)